

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。いじめは、どの児童も被害者や加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

- 児童と教師のよりよい人間関係を確立し、楽しい学校・学級づくりに努める。
- 児童の個性や交友関係を正確に把握し、いじめの早期発見に努める。
- 児童の訴えや保護者の願いを積極的に受けとめるとともに、心の教育の充実を図る。

2 いじめ防止対策組織

「児童理解委員会（いじめ・不登校対策委員会）」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の取組や努力を認め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、

いじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的（毎学期、計年3回以上）に実施するとともに、日常生活のあらゆる場面において、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 教育サポーター等のいじめ相談電話、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「児童理解委員会（いじめ・不登校対策委員会）」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、教育サポートセンター、警察、児童相談所、教育委員会等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態の疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「(児童理解委員会) いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者、加害児童に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（年に2回 7月、1月）及び保護者への学校評価アンケート（年に1回 1月）を実施し、「児童理解委員会（いじめ・不登校対策委員会）」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する学校研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

〈取組の年間計画〉

	「児童理解委員会（いじめ・不登校対策委員会）」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○児童理解委員会	○学級開き ○「春の遠足」 ○1年生を迎える会（縦割り班活動）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○発育測定	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○授業参観
5月		○児童理解委員会	○「運動会」（縦割り班活動）		
6月		○児童理解委員会	○いもうえ集会（縦割り班活動） ○大草相撲（縦割り班活動）	○生活アンケート 教育相談	○学校公開 ○学校運営協議会
7月		○全職員による「取組評価アンケート」の実施 ○児童理解委員会			○個人懇談会 ○心肺蘇生講習会
8月					
9月		○児童理解委員会	○大草相撲（縦割り班活動）	○発育測定	
10月		○児童理解委員会	○いもほり集会（縦割り班活動）		
11月		○児童理解委員会		○生活アンケート 教育相談	○学校公開
12月		○児童理解委員会	○福祉体験教室 ○人権週間 ○スマイルランニングフェスティバル（縦割り班活動）		○個人懇談会 ○学校運営協議会 ○全家庭による「取り組み評価アンケート」
1月		○全職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○児童理解委員会	○ジャンプロープフェスティバル（縦割り班活動）	○発育測定	
2月		○児童理解委員会		○生活アンケート 教育相談	○授業参観・学級懇談会 ○学校運営協議会
3月		○児童理解委員会	○6年生を送る会		
通年	・校内のいじめに関する情報の収集、対応策の検討	・集会における校長講話 ・道徳教育、体験活動の充実 ・分かる授業の充実	・SCによる相談 ・SSWによる相談 ・生活ノート	・あいさつ運動	

